立案部署	総務部総務課	令和3年3月19日	
制定月日	平成 19 年 5月		
改定月日	平成 21 年 10 月 1 日		

新型インフルエンザ対策行動計画

常磐共同ガス株式会社

目次

		ページ
1. 総則		2
1 - 1	目的	2
1 - 2	行動計画の内容	2
1 - 3	基礎知識	3
2. 感染	予防・拡大防止策	5
2 - 1	一般的な予防対策	5
2 - 2	事業者としての対策	6
3. 事業絲	迷続計画	1 0
3 - 1	基本方針と前提条件	1 0
3 - 2	優先業務の選定	1 1
3 - 3	非優先業務の停止	13
3 - 4	勤務体制	13
3 - 5	通勤について	1 3
3 - 6	原料(LNG等)の確保	1 3
3 - 7	供給停止区域発生時の措置	1 4
3 - 8	社会・お客さまへの広報	1 4
4. 対策	本部の設置	1 4
5. 教育	• 訓練	1 4
<参考資料	\$ \ >	
参考1	政府の新型インフルエンザ対策行動計画	
参考2	「事業者・職場における新型インフルエンザ対策	ガイドライン
参考3	「経済産業省新型インフルエンザ対策に関する行	動計画(

1. 総則

1-1 目的

この行動計画の目的は、新型インフルエンザが日本国内において大発生した場合に おいても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、ガスの供給を可能な限り 維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置 を事前に定めることを目的とする。

1-2 行動計画の内容

上記の目的を達成するため、下記の視点から行動計画を策定する。

(1) 人命が最優先

お客さま、ガスの供給継続に資する関連事業者さま、当社の従業員(家族含む)の人命保護を最優先とする。

(2) 感染拡大の防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、ガス事業者としての社会的責任も 考慮し、お客さま、関連事業者等への感染拡大防止に努める。また従業員等に 感染者が発生した場合には、官公庁の指示に従いながら、情報を事業者内外に 適切に発信し、感染拡大の防止を図る。

(3) ガス事業の継続

ガスの供給を可能な限り平常時と同じレベルに保つように努める。そのために必要な取引先、協力企業との協議も行う。

1-3 基礎知識

(1) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザという。

新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。

また、過去大流行したスペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があり、一つの波が約2か月続き、その後流行の波が2~3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

(2) 被害予測

新型インフルエンザは全人口の25%が罹患し、流行が8週間程度続くと予想されている。また従業員や家族の罹患等により、従業員の最大40%が罹患することが予想される。

(3) 感染期間

新型インフルエンザが他者に感染する期間は、「発症した日の前日」から「解熱した日の翌日から7日目(12歳以下は、発症した日の翌日から21日目)」までとされており(新型インフルエンザ専門家会議資料)、発症・感染者はこの期間を経過するまで自宅待機が必要となる。また、この間に発症・感染者と接触した者は、感染が疑われるため、接触した日から1週間程度(潜伏期間は1日~7日)は同様に自宅待機することが望ましいとされている。

なお、実際には、潜伏期間、発熱期間など、個人差があるため、発熱相談センター (保健所)の指示による。

(4) 発生段階

新型インフルエンザへの対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。このため、国によって、表-1のような5つの段階に分類されている。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の新型インフルエンザ対策本部が決定することとされている。

発生段階	状態
前段階(未発生期)	新型インフルエンザが発生していない段階
第一段階(海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事態
(感染拡大期/まん延期	が生じた場合
回復期)	
第四段階(小康期)	患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

表一1 新型インフルエンザ発生段階の区分

(5) 新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチン

パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンであり、国によって、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。また現在の製造方法では、製造から出荷まで6ヶ月程度もかかり、国民全体にいきわたるには1年以上かかるとも言われている。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが発生する前に、 鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。国は、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に対するワクチンをプレパンデミックワクチン原液として製造、 備蓄している。これはガス事業者始め社会機能維持者は優先的に接種される予定であるが、必ず効果があるとは言い切れない。

すなわち医学的には完全な予防策は現時点ではない。

⁽注)上記発生段階とWHOのフェーズ分類との対応表については別紙参照

(6) 発症と感染

新型インフルエンザの初期症状は、発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪やインフルエンザの症状と類似しており、この段階では発症している可能性は高いものの、未だ感染しているとは断定できない。「発熱相談センター(保健所)」等の医療機関に確認されて、初めて「感染者」となる。この指針の中では、このような観点で場合により用語を使い分けている。

2. 感染予防・拡大防止対策

2-1 一般的な予防対策

以下の予防対策は個人レベルで実施できるものである。当社の従業員や供給継続に資する関連事業者の従事者にまで、個人レベルで以下を実施するよう第二段階に至る以前に指導または教育する。

(1) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施する。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60~80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行う。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60~80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

(2) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。 感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1~2メートル以上離れる。 ティッシュなどがない場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感 染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗 う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが望ましい。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(3) 生活上の注意点

適切な住環境の維持

日常的な清掃の実施により、室内環境を清潔に保つよう心がける。また、加湿器等を利用して、十分な湿度を保つとともに適度な室温を維持する。

- ・規則正しい生活の実践 ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。
- ・各家庭で保存食料や生活必需品、マスク、消毒薬を備蓄しておくことが望ましい。
- ・鳥・鶏肉・豚・豚肉に対する注意
 - 鶏・豚舎や生きた鳥・豚を扱う市場等への立ち入り、生きた鳥・豚との接触は避ける。鶏肉や豚肉は加熱調理するよう心がける。調理中に生肉に触れた調理器具は加熱消毒し、手は石鹸等で良く洗う。
- ・発生国への渡航

外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ発生国への渡航は公的・私的を問 わず止むを得ない場合に限る。

2-2 事業者としての対策

- (1) 予防段階・第一段階
- ①職場の清掃・消毒

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、最低1日1回は行う。消毒や清掃を行った記録をとっておく。

②通常のインフルエンザワクチンの接種推奨

通常のインフルエンザの罹患者による医療機関の混乱を防止するため、医療機関で 通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう従業員等に推奨する。ただし、副作 用のリスクもあるため、その点も十分認識させた上で行う。

③感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の備蓄

下記のような個人防護具と衛生用品の備蓄をしておく。必要な数量は、対象者と期間から見積もるが、対象者は、全従業員分である。供給継続に資する関連事業者の分は自前で確保するよう要請する。期間は50日(8週+10日)分とする。またマスクと手袋は使い捨てであることに留意する。さらに個人防護具は、適正に使用しないと効果は十分には得られない点に留意する必要がある。

●マスク

・内勤(オフィスワーク)時用

医療用のサージカルマスクが望ましいが、最低でも家庭用の不織布製のマスク (いわゆるガーゼマスクではない)を準備する。

・公共交通機関での通勤時用、外勤時、来客対応時用 N95マスクのような密閉性の高いマスクを準備する。

●手袋

手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためである。したがって、滅菌されている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋を使用する。

●ゴーグル、フェイスマスク

ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐために着用が考えられる。 ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染予防 にもつながる。

●速乾性擦式消毒用アルコール製剤

洗面所・トイレ等での手洗い後や職場への入退出時には、手指のアルコール消毒を行う。

●消毒剤

職場の清掃や消毒時には、消毒剤を使用する。インフルエンザウイルスには、次亜塩素酸ナトリウム(*1)、イソプロパノール(*2)や消毒用エタノールなどの消毒剤が有効である。

*1 次亜塩素酸ナトリウム: 0.02~0.1wt%濃度溶液

(家庭用の塩素系漂白剤、例えば、キッチンハイターを水で250倍に希釈)

*2 イソプロパノール : 70vo1%濃度溶液

(イソプロパノールや消毒用エタノールは薬局で入手可能)

●その他

検温計(非接触型もある。)

④感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の管理体制の構築

備蓄品の管理、防疫具廃棄方法、補充方法等は、管理者を決め、管理者が欠勤しても 実施できるように手順をあらかじめ決め、さらにその実行が円滑にできるよう訓練しておく。

全ての個人防護具を外した後には、個人防護具にウイルスがついている可能性も あるのですぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。また、廃棄場所 を定め、その処分をする人の感染防止策を講ずる。

⑤職場で感染した可能性がある者が発見された場合の対応準備

発生段階に応じた診療機関や学校等の臨時医療施設を確認し従業員に周知しておく。 また(2)⑤で記す対応を行う作業者を決め、日頃から訓練を行い習熟しておく。

⑥プレパンデミックワクチンの接種対象者の調査・記録

次表のように整理して(A~Cごとに)対象者をリストアップしておく。その際に、 プレパンデミックワクチンについては、副作用のおそれがあること、効果が未確定で あるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて、説明して 同意を得る。

常磐共同ガス	全従業員	A
	うち供給継続業務従事者	В
供給継続業務に資する	る関連事業者	С

⑦海外出張について

外務省の渡航情報等が発出された際には、以後感染発生国及び、海外への出張は原則中止する。

(2) 第二段階以降

①一般的な留意事項

従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・出勤前に検温し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状が あれば出勤しないこと。
- ・勤務中・通勤時には常時マスクを着用する。
- ・不要不急の外出や集会(社内の会議も含む)を自粛するとともに、不特定多数の集

まる場所に近寄らないようにすること。

- ・外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ・症状のある人(咳やくしゃみなど)には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- 手で顔を触らないこと(接触感染を避けるため)。

②職場への入場制限等

- ・供給継続業務に資する関連事業者を除き、原則として職場に入場させない。
- ・お客さまについても、原則としては入場を避けて頂く。ショールーム、会議室の貸 し出しは禁止する。

止むを得ず、入場される場合には、その場所を限定し、応対者は別に定める装備を 装着し、かつ訪問者(お客さま含む)にも装着して頂く。

・職場への入退室時には、出入り口等で手指のアルコール消毒を行う。お客さまや 取引先についても実施して頂く。

③職場の清掃・消毒

毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所(玄関のドアノブ、 訪問者用のトイレ等)は、清掃・消毒の頻度を上げる。

④従業員の健康状態の確認等

欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認(発熱の有無や発症者との接触可能性の確認)や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡し、医師の許可あるまで出勤しない。

⑤事業所で従業員が発症した場合の対処

- ・発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力 で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者 にマスクを着けさせた上で援助する。
- ・事業者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針(搬送先や搬送方法)について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受ける。

- ・上記のような対応は消防署(救急)、保健所が行うべきとの考えもあるが、第二 段階以降は社会的な混乱も発生していることが予想されることから、自助努力も最 大限度図れるようにしておく。
- ・発症・感染した従業員が直前に勤務していた机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水と石鹸を用いて手洗いし、水分を十分に拭き取った後、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を手にとって、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。清掃・消毒時に使用した作業着は速やかに洗濯し、ブラシ、雑巾は、洗浄水で洗い、触れないようにする。

⑥従業員の家族が発症した場合の対処

- ・従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握する。
- ・同居家族が発症した場合、従業員は、発熱相談センター(保健所)に連絡して指示 を受ける。
- ・ 濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請される。
- ・自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター(保健所)の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する

3. 事業継続計画

3-1 基本方針と前提条件

(1) 生命が最優先

お客さま、従業員(家族含む)、供給継続に資する関連事業者、の生命保護は事業継続に優先する。

(2)目的

ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については継続は必須でなく、人命保護・感染拡大防止の観点から、むしろ中止・抑制すべきである。特にお客さまと面対する業務は最小限度に留める。

(3)被害想定

ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定。 他の社会機能維持者(※) は最低限度の稼動がなされていると想定。

※治安を維持する者、ライフライン事業者(電力・ガス・水道)、ライフライン を維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理 に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

(4) 事業計画の発動

以下の事業計画は、原則として国による第二段階移行が宣言され首都圏、近隣県 に感染者が出た時点で発動するが、最終的には当社が設置する対策本部長が発動 する。

(5) 救援体制について

実際の流行時には、日本国内全体で流行することになる可能性が高く、また一部地域の流行であっても、人命優先と感染拡大防止の観点から、ガス事業者間で人の移動を伴う相互応援は非常に困難となる。したがって、当社の自助努力を前提にした事業継続計画とする。

(6) 供給継続に資する関連事業者との連携

供給の継続に不可欠な協力企業、取引事業者を洗い出し、十分な協議を行う。

3-2 優先業務の選定

業務を下表の2つに分類する。

区分	名称	内容
A	優先実施業務	ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務(シ
		ステム、広報、電話受付、勤務管理等)
В	非優先業務	ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

<区分>

表一2 業務の区分例

部門	業務	区分	備考
製造	原料 (LPG、LNG) の受入に関する業務	A	ローリー受け入れも含む
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭、圧送含む
	原料調達業務	A	
	製造関連施設の維持管理業務	A	設備の保守点検、巡回、
			応急手当等
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ含む。
	主要導管以外の維持管理	В	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	В	新設含む。但し、緊急性を有する
			ものはA

緊急	ガス漏れ、供給支障対応の要員	А	(注意1)
保安			
システ	製造・供給・顧客管理等、製造・供給	A	導管図面システム含む
ム管理	に必須なシステムの保守業務		
総務	2. の感染拡大に関係する業務	A	
人事	4. の対策本部支援業務	A	
経理	労務管理	A	
広報	経理処理	Α	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマ
			スコミ対応が必要。
	上記以外	В	
	福利厚生、中長期要員計画等		
お客さ	定期保安巡回	В	法定周知・調査含む
ま関連	開閉栓	В	新設開栓含む(注意2)
業務	検針	В	
	集金、面対しての料金収受、供停	В	銀行振り込み等は継続
	電話受付	А	
	内管工事	В	新設含む。但し、緊急性を有する
			ものはA
	ガス機器販売、修理	В	(注意2)
	新規営業	В	
原料	原料(LPG)、製造・供給継続に必要	A	
(LPG)	な資材類(導管材料含む)の調達		
資材	上記以外の資材類の調達	В	

(注意1)

緊急保安業務のうち、下記の面対が必要なものについては、できるだけ抑制する。 但し、(注意 2) 参照。

- ○マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。
- ○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する。すなわち、 灯内内管の修理は行わない。
- ○機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(注意2)

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設であった場合は別途 対応する。

3-3 非優先業務の停止

3-2で選定したB(非優先業務)については、原則として第四段階まで行わない。 但し、法定業務については、所管する経済産業省(局・監督部含む)へ事前連絡すること。

また、検針については、お客さまと対面せず実施できる場合には、経営判断で、マスク等を装着して実施することもある。

3-4 勤務体制

(1) 交代勤務

- ・各課2班体制による交代勤務を実施する。交代時期は2日勤務後交代とする。
- ・プラント監視等業務は3交代勤務(5名で回す、休日も含む)に移行し、ベット使用による接触を避け、他社員とも極力接触をさける。
- ・上記の勤務体制の割り当てを事前に作成しておく。
- ・要員の健康状態を把握し、適宜勤務及び業務割り当ての修正を行う。
- ・家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、2-1に記した健康管理を徹底する。

(2) 当番宿直

- ・休日当番を通常時と同じ4名を配置する(プラント監視等は除く)
- ・宿直当番を通常時と同じ1名を配置する。宿泊場所は事務所2階女子休憩室とする。

3-5 通勤について

極力公共交通機関は利用しない。

3-6 原料(LNG等)の確保

- ・原料産出国、運搬船に関わる業界等での流行情報、原料調達先での感染情報を入手 し、原料調達への影響を常に把握する。
- ・原料逼迫の事態が発生する場合には経済産業局ならびに協会へ速やかに連絡する。

3-7 供給停止区域発生時の措置

供給停止が発生した場合、または発生する可能性が非常に高いと判断される場合には可能な限り速やかに表一6に示す関連機関に連絡する。

この場合、関係官庁から病院等重要施設には代替供給の検討等の指示が出される場合があるので、協力する。

3-8 社会・お客さまへの広報

・新型インフルエンザ流行時に、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメ ディア等に情報提供する。(特に3-7の事態の場合は重要)

(例:「ガス供給に支障ありません」「新設工事や機器修理は収束後にお願いします」)

4. 対策本部の設置

(1) 原則として国による第二段階移行が宣言された時点で対策本部を設置する。 その標準的組織を表一3に示す。

対策本部の設置は、社長が決定する。ただし不在の場合にはあらかじめ定めた代行順位(表―4)に基づき代行する。

- (2) 的確かつ迅速な対応をはかるため、分担体制(表-5)を整備する。
- (3) 対策本部設置後は、表一6に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取る。
- (4) 社長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要 がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

<注意点>

- ・産業医に適宜助言を受ける。
- ・正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・供給継続に資する関連事業者との連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。
- ・平時より厚生労働省、外務省等から示される情報を注意すること。

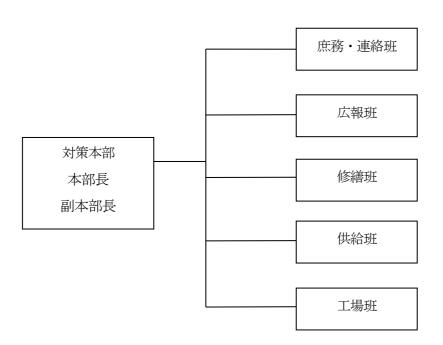
5. 教育 • 訓練

- (1) 感染予防に関する教育
 - 2-1に記した感染予防に関して、従業員全員に対し教育して実施する。
- (2) 感染発生を想定した初動訓練
 - 2-2(2)⑤に記した対応ができるよう訓練しておく。

(3) 全体訓練

対策本部の設置から始め、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを確認する。

表-3 非常体制の組織



○ 非常体制の組織は「動員体制等マニュアル」体制を準用する。

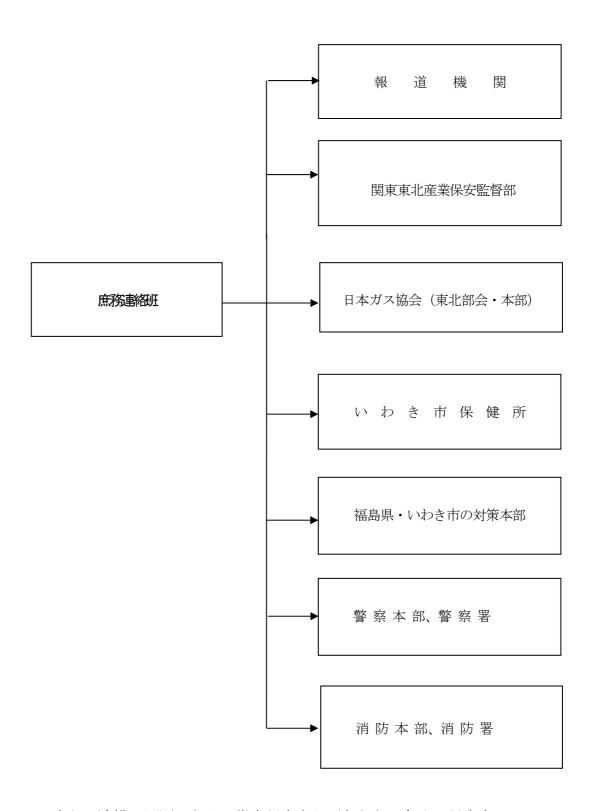
表―4 体制発令の代行順位

代行順位	代 行 者	役職
第1位	植木 克弥	代表取締役事務
第2位	藤崎 頼之	取締役
第3位	野木 和洋	執行役員人事經濟長
第4位		
第5位		

表一5 非常体制の分担

No	統括班	主な役割・業務
1	本部長	対策本部業務の推進・統括
2	副本部長	対策本部長の補佐
3	庶務事絡班	対策本部内実施策の検討・実施 外部広報対応、役所対応、警備に関する事項 社員・グループ社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の居知徹底
4	広幕吸班	一般の般お客さま対応、受付対応 大口お客さま対応
5	供給班	供給操作の検討・実施、導管事故処理・1画検討・実施、導管警備体制の確立
6	工場班	原料輸送に関わる事項、製造所等警備に関する事項、生産・稼動が画見直し検討・実施、
7	修善班	上記3~6の業務の補助

表-6 防災関係機関との情報連絡経路



上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。

新型インフルエンザの発生段階とWHOのフェーズ分類との対応表

IVI	発生段階	 لد	状 態	[WHO]フェーズ分類
前段階 (未発生期)	(未発生	:朔)	新型インフルエンザが発生していない状態	フェーズ 1, 2A, 2B, 3A, 3B
第一段階 (海外発生期)	(海外発	生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ 4A, 5A, 6A
第二段階 (国内発生早期)	(国内発	生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ 4B
第三段階			国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
		感染拡大期	感染拡大期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	ן קט קט אין
(各都道府県の判断)	[の判断]	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	/エーヘ 3b, 0b
		回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階 (小康期)	(小康斯	(1	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	後パンデミック期

注)WHOのフェーズ分類の「A」は国内非発生、「B」は国内発生を示す。

ノャーズ	を
1	人に感染を引き起こす動物のインフルエンザウィルスは確認されていない。
2	家畜あるいは野生動物で広がっている動物のインフルエンザウィルスが人へ感染したことを確認し、大流行の潜在的な 脅威と認識される。
က	動物、または人と動物のインフルエンザ混合ウィルスが散発的に人に感染するか、小集団の人間で感染を確認している ものの、地域単位での人から人への感染には至っていない。
4	動物、または人と動物のインフルエンザ混合ウィルスが、人から人への感染を継続して地域単位で起こしていることを確認。 大流行に移行する可能性がある。
D.	そのウィルスによる地域単位の感染が、一つのWHO管轄地域内の2カ国以上で起きており、大流行直前の兆候がある。
9	大流行。フェーズ5の状況に加えて、別のWHO管轄地域内でも一つ以上の国で地域単位の流行が起きている。

※ WHOの各管轄地域 : ■ アフリカ ■ アメリカ ■ 東地中海 ■ ヨーロッパ ■ 東南アジア ■ 西太平洋